

第3期玉城町子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見募集の結果とそれに対する町の考え方

No	ページ	意見の概要	町の考え方
1	6	将来人口推計について令和7年から令和11年までの推計をしているが、もう少し長期的な推計も記載が必要ではないか。	アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法で算出しており、令和7年～11年の将来人口推計の数値が必要になるため記載しました。 今回の計画は5か年計画ですが毎年評価、見直しを行っていきます。その中で将来人口推計も見直し、取り組みに反映させていければと考えています。
2	37～38	ヤングケアラーについて、誰のケアをしているのかの統計も必要ではないか。ケアしている年代によって対応も違うので、どうか。 また、「ケアしている」という認識もまちまちだと思うが、アンケートを取る上で工夫はあったのか。	アンケート調査では、「ヤングケアラー」の用語解説を記載し、小学生が理解できるように工夫しました。また、お世話をしている対象者の選択肢（お母さん、お父さん、おじいちゃん・おばあちゃん、きょうだい、その他）を設けていますので、調査結果に追加しました。調査結果を参考に今後の対応を検討していきたいと考えています。
3	48	計画の成果指標について令和5年度は保育所の待機児童数が0人となっているが合っているのか。 目指す方向性が維持とあるが、現状をしっかりと把握して待機児童数ゼロを目指して欲しい。	令和5年度の保育所待機児童数は0人で合っていますが、令和6年度は26人でした。計画策定時は令和6年度のため、記載内容を訂正しました。目指す方向性も「減少」にし、待機児童数ゼロを目指して対応を検討していきたいと考えています。
4	50	アンケートで幼稚園に通わせたいと望む割合が増えているが、幼稚園に関する記載がない。	町内の幼稚園の整備については、現段階では検討されていませんが、幼稚園的な機能を持つ認定こども園が1か所あり、多様化する教育ニーズにも対応しています。 また幼稚園に通わせたい家庭は近隣の幼稚園を利用することができ、満3歳以上であれば、幼児教育・保育無償化の対象となります。

5	50	<p>保育サービスの充実について、保育所入所待機児童ゼロを目指すための具体的な対策はどういったものか。受け入れができないのは、保育士不足があると聞いている。改善するために保育士の給与を上げるなど他市町より求人内容が劣っていないか比較されるとよいのではないか。</p>	<p>待機児童発生の主な要因は保育士不足によるものです。給与面の格差の有無について近隣調査を行った結果については特に大きな乖離はみられませんでした。会計年度任用職員の新規雇用を確保するため、クラス担任又は副担任を担っていただける保育士についてクラス担任手当（仮称）の給付を予定しています。</p>
6	54	<p>不登校対策の推進について、ふれあい教室の受け入れは十分なされているのか。フリースクールなどとの連携はあるのか。フリースクールを増やす対策を進める必要があると思う。</p>	<p>令和5年度の開始以降、ふれあい教室は通所を希望する者すべてを受け入れており、現在まで受け入れを断ることはありませんが、適切な支援が継続できるよう、教員の確保などに取り組みます。フリースクールの利用者の情報については、所属校を通じ、教育委員会に報告があり、連携を図っています。町内にはフリースクールが1か所あり、現在2名が利用しています。今後、当事者のニーズ把握に努め、町内にどのような場が必要か考えていきます。</p>
7	56	<p>マイ保健師制度とあるが、保健師は固定でついてもらえるのか。</p>	<p>外城田、田丸、有田、下外城田の4地区を2つにまとめ、地区ごとに地区担当保健師を指定しており、マイ保健師としてお子さんと保護者の方の相談などに応じています。</p>
8	61	<p>アンケートで子どもの教育、友達付き合い、子どものしつけなどの悩みごとの相談に対する対応策の記載がない。</p>	<p>保護者の様々な悩みごとについて、P60「子育ての相談・支援体制の充実」やP61「親の学びへの支援」、P62「乳幼児と保護者への支援」の中で、対応策を記載しています。</p>
9	61	<p>地域の教育力の向上について、（連携先）社会福祉協議会の記載の意味及び必要性があるのか。</p>	<p>事業を協働で実施しているため連携先として社会福祉協議会を記載していたが、保健福祉課に変更しました。（それ以降の表記も変更）</p>

10	66~72	教育・保育の必要量について、現在の状況から確保方策の人数の見直し、及び対応策を再検討されたい。	量の見込みと確保方策の再検討を行い、見直しを行いました。
11	74	利用者支援事業について、子ども家庭センター型に移行する理由は何か。	児童福祉法の改正により 2024 年度から「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、こども家庭庁は 2026 年度末までにすべての市区町村での設置を目指しています。そのため、玉城町でもこども家庭センターの設置に向けて準備をしています。
12	76~77	放課後児童健全育成事業について令和 10 年度の量の見込み数が大きく増加しているが、どのような推計に基づくものか。	量の見込みと確保方策の再検討を行い、全体と内訳の人数の見直しを行いました。